# 枕浪書院日録

下

特別
14
1919
522

176787

# 概況日録

明治二十二年十一月以降

一日　西表御屋の要領を少々と書物等、出社事をなすべき、後まもなく久保田（迷仙）里川（文昌）拾入（大阪）大原氏と山田（氏）と新宮を記し、久保田へ金子あり三四ヶ所引渡し、此ものを作るまで約束る、後金貳拾（三名三）ヶ書変し事務を使す、余家と山田徳春（泰迂）両條先生二人の来訪を受け、夜失状を為すべき準備をなすべきことを書

38- 9308

生徒者の為に年末の清水書を金三円
郵送致し来の為後日之路費金に決す
る所也

二日　書を与謝海門に和す、六六
の書を受して事を託す、久保田と共に九
月中旬に会津に行くを約す、三浦家其
他の一二の有志者と緑亭に飲む、村山長
平を接待して同じく書を移
す、夜半に清海を訪ふ

一日延会を請ふの告を得ず、金原清海
八郎の為に岡井卿曲の立家と
雲を移すの所を此に延期を決す
海氏に連れて帰る、村山こんを失ふと、村山
泣きて去る、村山うつ丹兵衛
の書物を買ふ、乗馬の所、切て来る所
度お話を度し、こん国に切也し
文を送る、久保田の誠を能く、
丹後を帰る書を与る山（春台）に移し
ますを拒ず、猶予（後今も能深と解て

在学中に著述（発刊せしもの）の目録を記
し七百廿六二千ヨ増す、

三日

昨夜来の雪は陽りて名残なく氣候温和なり、久
保田君と共に安田に於て八幡社にて演
説会を開き、帝国憲法の講解をなし、
会員にも大いに演じ、且つ会員を以て
紀元節立皇太子式を舉け、村民八幡社
に於て之を祝し会せし祝賀をなす、
余も亦招かれて一場の演説をなす、

午後二時より光勝寺に於て政談演説会
を開く、余、大隈伯の遭難に就て感あり
の一篇を演す、北島氏又印緯として演
説をなすや大いなる喝采あり、臨監席上
警部動もすれば又言を發す、聴衆は怒りて
後同志者集りなし、二次席上又一場
の演説をなす、坂内（帰）来る、晩は
同伴演説会より七席に至る也、其を記
少許を校す

四日

旅宿（四）

高山在来法、出雲の印籠師の人
候補隠岐に行くを高月ト同一あるを以て、
あるを以て、途次村山の寺を尋ねしに
此師の住する中分の法流論のをなるを
聞きて、高山に帰郷仕度と投
す、京屋の五郎同之後に来て浦村寺
まで送す、三郎寺脇寺に法後を
く、皆な一人の妨害なく言と欲する
所を従て入法し云り、全く旅掛る安
を書きて、金の為に御ちら

も林を守れ、大略文旅と異なるまを
勤を投函す、善し大隠伝の雷風を動か
する言を以て地地法民の
疫気を養むを以て法せすしもやも

五〇

丹三六年来河雲人の病苦を
又四月小豊及志氏来ること、
ゆるあるとと、京亮と五郎を共し十二月
中旬の頃元着尾と投し、丹三六人の病を
問ふ、名倉伯の村来ぬれる所治

のあ中ふまうを[illegible]、金[illegible]場合を清水一戸の
話法をれひ、金のあ[illegible]ま民論を清[illegible]、彰る
感動を[illegible]紀[illegible]
生の清法[illegible]
法[illegible]
藤[illegible]
法[illegible]、金[illegible]事[illegible]
[illegible]しの時[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

六日

休[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三月末高麗流行する所の疫病漸く衰へ家々に生門を設け高麗を拒ぎ心緒修る者を拒む中の乱き大抵新羅人高麗人と呼ばるる人を呼ばるる人

七日

矢野文雄の書を拒む書

隈侯遺族雄侯を世のまむる事

十余の間隆行改正問題の論

三度変化前初の二三日は乱れ出

ほの二三日は中止延期

乱れ中止今年未定の延引

とあり、大隈侯の無事なる事

決し難きの故なり又曰く

若し強国の事手あるとも用ひざるべし

事為すべきもの数あるべし

ことの我大日本は十二年を出すと列国

等の自主権を恢復し得ざるを

中道の路絶せしは言ふ文の我国の福ひ

する所なり豈命也何ぞ深く悔ふ

定えん性我々の位うえ方を国家の犠牲とし
最初の為し宮仕ひ様ひ様ひ様ひ様ひ国の
の為に成し四方の人のさゝ人のらず云く稀氣凍
死傷る同盟を表すべき所あり、出社事をおす、
沒量の事を掲す、曰く速うに事務すべきやを
為同行すべきや今年の云こ雪報を以て為
事務を変せず沒多国重三来んとなり、久保
田を去勤る訪ひ事を話す、栗林氏を伴ふ
アの招き来弟子を出け全体を話す、極楽寺
時松山に憐れと云ふのあんを与ふ、かなり歩

定しても明らかの事の方を思ふ、秋十二月極
つを叩て来訪、大矢鄭平上杉家大等の名
元帥を出せしとする事を示す、明治四年
郡陳山を経て浅草を通過しそんく
準備等とその不安まあり久保田の見物を
と求むるとも余に実行する為に田家有
志の仲間そそ人と教き浅草をしこのく
を出家より来んを憐ること甚し阪
廣氏の方しとうとくに世間の手を浅る
位を砕るのうち去りそそ一方の行手給平とし

麻のめくりをうまくとる由にて御出家お葉さんなども
心雅右思左考時間法華経を誦する間を
寝る就く

八月

朝晴　御出家様深山へ行きなされ不知名なると迄
く即ち行くと法華経を久保田様
しむ　金八様を待ち合せ度と存じ
様へ参る　出社をなされ十時久保田様と共に
法華経をなし　大変に興ぶし
夜へ行く丸を二十町金服男迄に開け

次一流しを御出家様を拝みを見る之を安堵の間に
初めて鎧沼なることを知ることを得たり　金さの湾の
名を聞くに久矣　而して今日始めて之を見る又一
無之とも可き也　事を棄て小艇に乗る湾周
囲凡そ四里もあるべし　時は秋候の際
しとなれば蓋草拾めを渚面強き度きを交
且つ漁者の徒多く充ちて
内海を渡るの思ひをなすもの遠く迄眺望
五方に載せの段を山岳立し西方のみ
海を風光の佳なる段を見る　舟

八一里余ゝ瀬を指て行て丸を一里許ゝ行ゝて
夢行くこと八十許りにて漆山の前に今を等
無ゝ山の中に五十軒程の家を呼くる延松ゝ流くゝ
西南の方に大田の分岐あり六八七丁程行て
其ゝ角に出て、脇て流れ行て交ゝる橋
其の書ゝ重の不準備ゝ御あの教に出たるも
御地のゝ聴穴ハ備ゝ立ゝ所ゝ
金ゝ久保田と共ゝ交ゝ壇ゝ流れ行ゝ高
地ハ大田ゝ流れ行ゝ巻地ゝ立ゝ家最中ゝ
書の妨害をなすゝあゝ金ゝ流れ中ゝ

ハ起つて之ゝを用ゝ一再ゝ立ゝ重ゝ、金
の流れ地ハ人ゝ書ゝ我ゝ不定金ゝ
豊ゝ美し胸ゝ立ゝ書の書ゝ健来ゝ十分
の段ゝ立ゝ方ゝ三日ハ勇ゝ七ゝ高ゝ
康ゝ立ゝ段ゝ家ゝ、金ゝこゝ程ゝ養
斯ゝ陸ゝ得ゝ御ゝ流ゝ前ゝ流ゝ
ゝ立ゝ感ゝ感ゝ流れ行ゝ
脱ゝ金ゝ起ゝ金ゝ聞ゝ十七八丁
来ゝ立ゝ行ゝ地ゝ立ゝ
ゝ立ゝ金ゝ苦ゝ、金ゝ

唐ヶ時勢を憂ひ、我堂人の石垣を歎する
情深く、一橋の邸宅を、大いなる石垣を剝
ぎ、九段坂辺に小舟を繋い、弟に辞して帰る
衆皆、手を拍て迎ふ、又豆腐一帳、酒十
拍手して送るを、又豆腐一帳、酒十
壺、人々、人奇異すし一篇を思ひ
さしむ、彼の所のこの如き、
雨晴間なく、一層の高きを望み、風光
自絶望くす、快哉を叫ぶ、十時過ぎ、
根岸の第大流、五一ヶ月を流し、月を乗して

深更、彼の家を辞し、内藤、及び家大人の書
を携へ

九日　大雨

出社事を處す、塩入鶴長、出先より書を送り
て、久保田の事、守谷助庶務として書を
送り来る、明日内藤を招待す、明日内藤を招待
して、別邸各所の清波を訪ふ、
手紙を出す、久保田の書、内藤を使ふ
書、久保田、清波に書を送る、
清波、金八、雲奈、夫人の病を訪ふ、

鉄き物を入れあるを取き、丹後を捨て、西村に
手を拡き、出るの事情を陳して条件を捨て
去る後、三浦家隊等来りて、直に酒
肴を進め和らぐを流し、夕食後後
提のるを流し十二時まで去る、余の
病状を食物を以て飲酒の禁を解く

十日　晴

西村に手書を送り、又の後を果す直面を来
月十三日と云ひ、雲行き日方指
を出るを聞き、おかなかと家人くるの話

義道も拒て去る事を儀ふて中家の家逢
上而の過ぎ、前者中家の前文者を捨
一汲す、出る事者西村に汲せること方
汲を聞る爽快を覚え、於て丹三郎
人を待よ病状を聞し、中家妹のもとを
待つこと久し而て未だ来らず、此方捨て
て今も明るに能く覚え能くも
和邸の使者を点行まひ雖し、彦三郎
を共あるも逆を明る序花を決し、中家の
旅者を呼て寝四

十一日

昨夜の疲労一時に発し殆んど動かしがたきの状あり
まず呼吸すること十時過ぎ漸く起
き立ちぬ、祈氣のとき快うす、ジオルジ、
エリヲットのブラザー、ジャコブを訪ひ一家
いと雨中寂しとなす、舟山氏方を訪ひ夫人西
洋の別る老人昨来頻回書を眠の為
めに朗読する忘れし、試みに医師の問へば
いと支障なしと云ふ而して夫の小説
いまだ刊行せんず金心大なる直なる老人

の病状詳細を詳記して家人に送る
夜に入りて書状到来小生宛の新聞紙
余の病状を伝つあり陸軍省より新聞紙
八之のを見る或は家族の安否を
慶了八時過ぎ寝る事を命じて新聞を送る
夕刻偶々暴風雨来襲行元と称する
可し行を刻を移して九時半夫
婦共に寝る十時半
一杯を飲む十二時過ぎ二度
小便を飲む四時頃目覚める
六時起き朝食を終る老人の老眼を拭す

[illegible]時[illegible]を[illegible]す

十二日

昨夜寝す疲[illegible]し且[illegible]寝室に入りて[illegible]す

小人の書を接す京師の情況、[illegible]

[illegible]の食庫を預け[illegible]山の作[illegible]

下[illegible]毎日[illegible]

[illegible]一番風[illegible]

今[illegible]こと[illegible]

[illegible]の中止の[illegible]

況思いしら[illegible]小人を[illegible]

[illegible]を[illegible]の[illegible]

十三日

微恙未全す[illegible]

[illegible]の風船を接す[illegible]

金一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を踏るナセハ何毒物を飲ましめ徒らに生命を
得ず、事初ハ是非顔色なしおそれと言を
そろそろと言葉をかけ、部屋に帰りと
言あるを行く氣も拔て出る拔あるを
る決す、金二久保の近傍に拔て拔
ゆこ行き、天ろを拔き、久保の世界、宮殿
北町ろ行ます又大塚拔人もたる因家ろ行
拔の同志ら出張まるる此人久保の
等々同し此四ろ方ナあ拔金ナ言を
解セり誠ろ之を塩の大塚ろ門ナ彼等吉

く久保等の石垣ハ必ず見る拔のあきん
色ろ宿泊を開ますしん宮村をハ此四もしる
見る因ろんと而して久保の等の此ろ志
者ろ所つを中ろ又ろ見ひ宮殿拔を吹ける
を中く、金ハ唯ち中央拔重の兵ろ家
方を四ろ拔ろ所ろ此方の事拔
言とするる必ず都色ろ宮ろ俗お
ろ所を一あくの方勢ろ拔等ういく
ろを拔ろ歌ろ。宮あるろ中央ろ行等を
拔して人を此方ろ流ろとキいたらの俗場

[illegible]を契とあんさん也、久保田芳事より
[illegible]を[illegible]と[illegible]を[illegible]て動[illegible]余ハ
[illegible]と[illegible]て切る歟[illegible]少[illegible]
即ち其言ふ[illegible]任し一安し[illegible]、北地[illegible]
[illegible]しを[illegible]を[illegible]
[illegible]を拾て云[illegible]余[illegible]
くを[illegible]方[illegible]し[illegible]
地を[illegible]
[illegible]
十四日

書世[illegible]以後[illegible]を[illegible]の[illegible]て[illegible]
作健全[illegible]五[illegible]来[illegible]候を患し[illegible]
[illegible]を[illegible]又[illegible]
[illegible]を[illegible]書[illegible]大[illegible]五[illegible]
[illegible]を[illegible]
余[illegible]先て行[illegible]或[illegible]を[illegible]
[illegible]
即ち一[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

んとす皆徒歩を試みの為に二人或の車を傾け
て行く道路石ころ〳〵なれば車中の輾転し苦し
き為めし難し殊に大雨盆を覆すの如く
車夫又大いに困ひ、二時過ぎ漸く停
えらる布施氏の家に達す此地は内交
洲の氣候寒気なる地なるを以て防
寒準備を為すこと甚しく
しかり余は多くの寒
を待つべき部屋を
まうけ一息を須う
敬信まること多く余を恐まるなり
浪花を聞き難しとすれども氣象
なる余は咽喉病のあり浪花駅に抹茶し
も掬すべき茶碗等杯こくるを
四方を眺めて除し防寒も殊期の如く
なるの〳〵等なりしの後ろ
隊伍を整ひ或る所に酣酔の勢を以つ
て押寄せんとすれども余等
は浪花を去ることの目的
う男女の言葉を去ハ大雨を解かしけん

降りもさく何れくこの飛脚をもうけ、巳ひを得
す芒鞋を穿ち雨を衝て石途を上下し行く
こと凡そ一里許りして左なる山道に入る公共道を
の飛を示しとる後之れを乗て行く道欧極め
て険ふして車例ること数次傷きる艱難
を感じたり、八時頃天宮に着す、波多
野主馬助、芳賀掃部助、寺岡兵
部等来り訪す、その為の為に八金の物下る
旅館を求め第一の旅籠屋に宿す、主人亦
忠しく敬て異色を呈せり

十五日

明暁の為に出発時間を定め
その旅館を辞し二里許余にして村名不詳
を聞くの約を以て則ち明朝辞し去る
多賀谷氏を訪ふ行く今橋の会津等と
へる古刹に至る二三丁の入口にある樹
桜天を蔽ふ日尚ほ傾く礎を拝して上る
上凡そ三十丁にして廣寺に則ち也花
八を重人の為に所と自ら之 侍郎八中弥を又

[illegible]

を閉ぢ終りて無事なるを今者ども

[illegible]の例なし剣客[illegible]の数多し就

[illegible]聞くに曰く地逸多く人多し面[illegible]

を[illegible]すること[illegible]人丸を宅戎酒しぬ

ハ今[illegible]の義すること[illegible]ものの有

を見ること二三にして、ナマスの二[illegible]

して無もて[illegible]代[illegible]を以て陶碟を易ち

間使[illegible]

酒色[illegible]

[illegible]聞[illegible]村

内[illegible]

の一種し[illegible]

所にて[illegible]の節して行ひ[illegible]

種し[illegible]政治[illegible]大関係

[illegible]

[illegible]

拉[illegible]

十六号　明

[illegible]

[illegible]を距る六里、近年まで道路極めて平坦なる為
皆々馬にて往来あるべし、行程を記すに昨年来
大いなる洪水を開墾したる処、初めて人車を設け
るべし、[illegible]格別[illegible]を[illegible]
義井及び[illegible]沼尻風呂屋[illegible]
格[illegible]なる[illegible]の様[illegible]
[illegible]、此地里、姫山[illegible]
第[illegible]、[illegible]、地[illegible]
[illegible]格[illegible]行所を開て御[illegible]
を[illegible]沼尻[illegible]

[illegible]二百名計及報[illegible]
極めて[illegible]の[illegible]
[illegible]の一[illegible]
を[illegible]
き倒[illegible]一[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日　快晴

感冒猶[illegible]不爽快を覚ゆ、極めて
[illegible]次あり[illegible]沼尻[illegible]

新宮の侍士なる者、妻子多く有りあまりて、於家内
を求めの家を、小浦とて、くらんまに住時、
夫れ、於者、あんめを、なりし、若し、庵家まれ
面白くとき、百天のあるさんの、清流を、日を
費すの時を、ものとて、清流を、ものを、
小庵家の、まと云べき、歟、於家、三ヶ名許
金人、心作の、御やう、夷、状、きたるよ、仕也、
ものを、世、一先、本邦の、巡面を、作るの、日なるを
以て、思ひ切つてる、清流を、なるんと、新宮を
ち、同の、花ふも、仕、言ものを、内閣、大臣の、職、
責任と、解する、清流を、云へん、
と、解するを、云へり、於者、敵味方、共に、
事の、喧嘩を、無へ、華、東、多、何、の、中止を、命
ずして、已、久しく、窮屈、清流を、使みて
も、新、柄、ものは、我、自ら、大いに、爽快を、覚へり
免、紀、今、清流て、恢、自、ものを、命、ものを、
山北、遠、六、印、金、曷、可、ものを、
ものを、ものを、張るの、ものを、和、ばん、中、倫、の、雷、鼓、の、接、
す、廿一、二、あり、あ、庵、家、の、清流、ものを、
清、流、ものを、金、人、行、ものを、杖、ものを、杖、ものを、

雪多き故を以て雪を冒して、板谷峠を越し
四ツ谷に行んと人心洶洶すと雖も行く〻決
す、山口寺宗峯明の二夕田に開墾する学術院
設立を請ひ、余之を賛すること
再四なるも許さんすと雖も得すして又流す

十八日　晴

板谷峠を越し米沢に行を決し其行李を
松本久保田明治を以て仙台に送り物品
を取り即ち新潟に出る途を求く、山に登
新潟と二夕田の学術院設立を計く此地柏

為を聞る一里有余山間を行て此地四戸
家形を為し人家多し宿く推為て車通せす徒
歩して行く道泥濘四方皆田也
此二戸全体の元也長一百寸奇なる者す
僅に三十人計学生多き割合なるの事有みな
く塩人等生徒の員あり家を設け食を給
御と曰く開墾四方皆田にして新田を開
墾するの事有り此地有
力の人々と相談して曰く所謂る一舟
三千三十石人則ち三百人と雖へしと大抵

来客の紹介書を持て三日間滞留を交々
勧めて留まる能はず長崎港を発し博多港
に着せし日人民数拝観の為に殺到
するの盛況なりき余は港内を巡
る間に蒼龍丸と称して十四隻の蒸気船
を繋ぎ黙然佇立せるものあり
傍らに立ち問ふて曰く清国人
言へりと称すると雖も大いなる
心を持て余を見出でんとする様
なる清国人なりき而して港内を巡る間

和蘭人にして余程の学者一軍艦の長を指
すものあり活潑なる性格を
を儀礼あり行くゝ馬車
法を談ず言語極めて流暢なり
得失を問ふ余初めより男女の人を
問答くして活潑一般にして
淡泊なる性格なり
つ彼等を去るも未だ
市の商ふる所に進歩を見す
て学のべき点を示せと余答へて曰

同じ流儀に就て修業する者が
教を受けを得ず終に師匠を訪ひ直接
問を行ふこと甚だ多くめづらしと思ひ
又こゝに流儀を異にして開業致す者
のこゝに新き趣向を試み活潑大いに少
くなきこゝろのあり金八喜び勇んで
少えと称すべき而して彼れ大同同好者流の得
失を論じて曰く「私も同好者なれども師匠イ
ポンのドウを同好者なるが故に宜しいと思い
ます」と答へる程で金八初めて彼れの同志

たることを覚りて曰く金八言へ同好者なるの間山元
八子といへる者同志でイデ同好者なるの証言
を得んとて馬の上湯呑みの金を数術し
刻の移るを知らず馬夫も待ち兼ね
て大いに怒鳴りつけるこのめくるし角角
する内相撲の一座の者しかの金
八馬より下りて帽を脱し互ひに黄昏挨
拶をなしておのゝ而して彼の金八
うゝ歎すらく刹那の交会の多きこと
殊にかるべきを斯くまでとは思はざり

しるを見て思ひ起すハ常て内海を含
向つて州の所の流を馬下女の賊
とをかつるあを流れを用ゐる角とをしし
ハ如ゐをくと境界の迫の迫昔流中
の流るありそうなるを我なるを感
心しとう小舟の後三里出でをるを
の投す水路の九分なる無人とす

十九日　曇

乗車出でをるを十一時汽車塩
竈を過ぎ大津着会す投の内庭の接

也を書き作る作る接す投んの書を南蕃
及を為二所の数を所の流流をつるを
只此仕度ちをを詰を水を詰をを大津と汽
船の乗を角物を汽船を汽車を決
す、蒸船の名前を三島丸を今
す更海岸を所の所流一流をもして
今の船を大津を汽船を所の者、
玉井が陽を他号を使をを所
の南蕃下又四の再今すべき流流を
出発を決す、中蕃京邸を使を候

神器を奉し西方に向て停を要する者あり、毒殺法あり、也もし家を亡る、家人投
ゝを四〻丹生に犬人家道の者十二名を以て地
くと六人鎮十七名大坂を発し西山を経て
物陽する今を指ゝ来る、佐野精一郎佐
岐は十位江北西下の所見を報し来る、
家軍の者を捕す

廿日　晴

出社事とゝのゆ、五六山の人々を召し物語
聞く、五京大坂寺院　衆徒院　諸勇候補
列侍を御墓に参り全の儀を求ひ全身を
推奨すを好ます彼のも事実をありの使
又長安寺人数を惜るべきあるべ即ち
使を来りも投す　早体度労を賞し数
藤を授ける者を詠す、西都六平を抜
し宜ける修行院公間長尼ヲ部所者すべ
者者の配所ちんの為の如なる者、七坂
彼方来坂者坂の浦坂食を云々して者

廿一日　晴

書ハ大原院代と南蔵下の四郎新保に使

説合を為しの結果公に掛勝試合の一番勝負
に及ぶ、古帯織ありて四ツ目を覚ゆ、帯
前後し既に馬上に、但し人ハ東南路の前後丈
や、坂爪又幸町辺、飛脚走にウエーク
とんドを渡りて関を過ぎる、旅人施行
肉に表通する処砂礫に躓きて進まず、肘
を掲ぐること一時余に及ぶ頃漸く二三条
に達す、轍を認めず後ろ二時を経ての
党とろき前視四方許を隔てて、二三条ら
二人の壮夫を従えて急行す、帯織竹堤

言わずとも後て東方へ、既に帯織の方
角へ進み行くこと十三四丁後へ曲りて路を
二分して池を抱えしのある諸視するに二三条派
気の主人が道の道理を枝するなりけり、
已むを得ず又四隣く応じて無理
後之里許の左右の時間を消ず、常陸
二方塞がりし二人の壮丈何とて飛は去り
不都合のこと不都合を言わ勝立しさく勝
つゞす、荒涼まての道筋礫確車道ますます
四方通るに漸く遠く首尾責二三丸東出

迎ふおる撰みを出する会場西方院ニ趣く一時三十
分の院より長谷川也を為す此直信ハ大同派ニ
属を人て現ニ居れ行し於家中ニ人の三六
大同注意をかし合ニ人論んで但し余ハ庭
説の一節一言の言動を表せず極めて静
粛ニ聴聞しその後人民政治思想ニ印象
の隔せず而る、議論漸一旅店ニ到着
会を開く村長数名へ生徒若干大派の者
二十名計参集余ハ僻地ニ独りしあり
の是はるは歓迎接極めて懇切なる殊服

しなるもの、如く交を議して余ハ其会長を発
への意を表し熱心余の一再其を請求しなる
此直信ト両御と絶縁し人民極めて切
操其れ可も某人服するあきをし少年大ヨ
御称ニ其力を盡すと思ひ了、家族全井足
尚ほ其事をなし明治廿二年四月の議院
会ニ為ヒ席を請ふ余事故を辞相して
辞す、と余旅店ニ出帰ニ向ふ臥具吹ポ
望郷ニ四て不快を極む
廿二日　十時より雨

[illegible]し柴船を乗り立て居
川の全体を見る又一面[illegible]
[illegible]
投も船中[illegible]の面人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿三日　新嘗祭

盡日来客[illegible]百[illegible]を抱て酒を飲む
日の没するを知らず小雨山[illegible]雪降る

[illegible]
廿四日　日曜
内務[illegible]
部部の[illegible]
中[illegible]郎[illegible]
の部[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿五日

[illegible]を訪ひ来るの由[illegible]
く、[illegible]を帯びて[illegible]を借遣
す又婚礼[illegible]を[illegible]し[illegible]二三の[illegible]
を[illegible]、出[illegible]久し振りにて社[illegible]と共に、
各紀[illegible]の書を[illegible]す、[illegible]
[illegible]行[illegible]金八[illegible]中央[illegible]
堂の[illegible]を[illegible]し[illegible]紀のあとを[illegible]
[illegible]も金[illegible]を[illegible]し[illegible]
[illegible]玉井[illegible]来る世[illegible]

[illegible]
廿六日
[illegible]を[illegible]出[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
家[illegible]件を[illegible]
廿七日
出社[illegible]を[illegible]
を[illegible]我堂の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十二月一

日高家ニ清酒等を聞く今日まで是なく
金行くを以て次つ清酒屋に行き
拔き、後ニ入り家ニ帰る山田一中の書を接す
伊勢の人の心まとり来る上屋に来る
時に考ふ悦ニ来る此の屋の主う田所
方の主地を写す人たちの不幸死失る寄
りて内々死去の接を受けとる
今まで清くて閑村と多の菅藤を
知し之を解庭に解て金剛義
して遊ず

廿八日

今朝小雨雲まく晴る出社事を終て出
務所る新刻を加へるも移りの夏の書のき
この給料胸中の出法して不快なり有
社倫を出し終て出ちる家ニ帰る時
の保護を作く

廿九日

出社事を終る少人来清酒
て出を泊す帰る六義法を和午後
天時を移す胸何初めて快気なるを

於て大会を催す

廿日

出社事を命ずる書を祝倫の城宅を大会の
祝物の雪故掛しを行る大会を
まゝ会を用ゐ、則ち使者を遣わ
ゝ会まゝ件、高橋右門を遣わ
橋の方を必ず紙を
用いまゝ件ず村上
義ゝ長俊の列り相を井
中宗等と同様今の高瀬方を東月方ゝ間

くゝ為ゝ望ゝ同様ゝ橋ゝを一ゝ
等を決ず中藩ゝ
慰を御し大会を本年ゝ祝ゝ為会
第作邸の逐紙を試ゝ事ゝ言ゝ上
望行ゝ為ゝ悔ゝ今藩の打祝を
先ゝ始祝業ゝ十二月中北藩ゝ邸十五
ゝ所の使者を遣ず、年末城者
御ゝ為ゝ宅し祝の月の花を開ず、時ゝ
竹の方を超宅し来る、正月の間生年
を祝ず、於ゝ入り六ゝ来る、小宅の手ゝ

すみ事件始終の顛末を通知す余も逢うて
す要求に就くことゝ決す又松方信仁来り
請ふ可く製糸会社件に付漆山と熟語せ
しむべきを以て勝弱し此方より代言人を頼
まりも為ふましとのことを也今夜玉井来訪
無縁して申く競庭部内と四ツ目の更迭は全
く此度疾経験所の乱暴より来る所にして
前の如き未取を機すり曉る問題
の力を藉りて挽回を図らんとせしも無効
也田の始末を糸るて打ち以て利用せんとも一策
なきにやと云へるを推して問ひを訪い振舞す
余は大隈の方略を変更なきも平成る事
の意見を出しとめるなど協決定する
玉井の探偵に取りて要議論め
ず深く之を我に言へる

## 十二月

一日　日曜　風雨甚し

松方氏午前来訪午後人又来り談す十一時
若の藁形を撥し電雨を経てあめの談話

今日恒例のごとく帝國醫会と講す西洋
事物略説を聞くべき講義なり契
を拵て去る今後引続て施薬院若と一
切の務を諸倫すに深山大西事務部者
と和漢製薬会社件と論し其詳
を陳て去る

二日　雪

常と異なる雪を行くこと生涯の始
物笑の序を作ふ、拵置飯まり拵置の
を注す、十時五十分食を食る注拵

家のごとを流し喫飯後茶七と安宅の学術
信修をなる臨床皮膚科を論と二時分後
講演し夕陽西傾伝流芳井井松茶七等
と共湯の酒を飲み新知深交談話す

三日　快晴

午前拵て曲く西洋薬文芳井五十嵐氏
来ると邦酒春醪を醫す終る一日の楽を食
らまもなく談ふ、長文の書論を調べ山一之校
了す午後拵て出す、夕方散歩と家
切文し拵て清合の記文一を清し公義

爽涼なるを覚ゆ

四日

早朝出湯を為し第四番船に接す船中書写
終り帰宅する後の分新貴丸迄一件
の付金を振込を要する件あり元帥を要し
なるも出先切れさりしめ元帥へ示し
帰宅する前後書写事務船
中言ふを憚る事件を語りて写し金の為を
中玉井校吉等と新橋の上金と言ある人を
一中央政府より電報動するの為を試し

ゝ新小橋を渡りあやしめられて差しる拙
めを稍過る所あり、此為終り金の拙等さ
る所なれども矢張角新庭の大同汽を左セ
らるゝ憤慨の拙なる小橋の事なりし大同
意を表しなり、出社事を示す兄五伝
治政者の書を接す修学の拙に基と
事を伝ず家大人の書を接す海文函館
表佐賀の電報を接する接す

五日

玉井を訪ひ事を伝ず、出社を為す、家大人

原作陳述書を提出す

六日

出社事を終す家弟五名詳細の委敷を花坂の柳川に投す伊藤戸長事を受す、竜を伴ひ京橋の酒屋に泊る附記き御書を閲製す、柳川の書を接す委敷家事件を指し来る、西村氏須田両諸氏一戸を訪問す

七日

縣会記事を清水氏因州流の事情土木費を議

高六郎左衛門、四郎兵衛尉を内藤
玉井権兵衛等しかるべき者ども
田氏まうでに遣はされ、西園寺殿の幸
長世六郎重忠の所へ赴くことを約す、
多治良四郎殿の使者を聞く、まづ者
八十騎、食八一類の事務を扶持し給ふ
知行所の御ふるまひあるべく、金の三位のめく決
す、扶持人四郎左衛門尉行形五郎兵衛
尉をつかはし、四郎を相模に玉井等と殺害を
つかはす、大内伝の兵人にて為るべきもの

為殺害に関する意見を内藤左衛門尉
の意見を伺し相模にて玉井等と内決
し給ふ御人の二人をもしもしくは内決
を求け我国若者の上手を迷惑せしめ
する定まる南相模を殺害をもしかるべき
報いしの所に内藤左衛門尉を東へ
やしと言ふ多相模に玉井等と決
議をなすことなるべく行形五郎
殺す
九月

九日

出社事をすませ、午ゟ長中参る宮ゟ出て長谷
ゟ、降雪を度々のあり人々会す、和歌作
午ゟ終る

十日

未明雪を降て夜を明つ、十二時雪まる晴
小雨ゟ今も家事を云々す、後島新
を保存人として世所のる保る製作所を拵
ゆるゟよの云る国を保国まること云内
し雪を和歌を拵して十四ゟまゟる雪多く

来ゟ人ゟ集む、金沢新聞ゟ人を求む
ゟ不来長ゟ云ゟ也ゟ丹生ゟ清水ゟ
見ゟを出すこゟ云ゟ、三時事を俳
ゟ村ゟ云ゟ俳句を拵ゟ
所の迎送をすく百武高山寺法元
参酒肴を刻を拵す、時間岩
を迎し、村ゟ時間を拵ゟ
ゟ作ゟこゟ作ゟ

十日　晴

演歌を西蔵寺所ゟ拵す、山一ゟ夜雷し

事を聞く、百武佐兵衛殿と徒士清度
さんの所と京都葉を訪ひ四時頃の
〈金を求むと出さるる法を、少金御渡申
の魚屋を訪ふ主人金等しめる五酒し
魚の河豚を買ひ食味を指す有之今
村上の門あ稽寺の開ける四時頃の法
法をする作み俗所あ海の函館松松
蛸の料理を法法し出さる食物
小宴を開く小宴の邦が出り金の邦が
金の行程を指ける四宴しても六六
村上学校の校生を勧めて四時頃の
しむ、百武の深さんと後生屋を一面深
又旅舎を帰る、山一の宴を接す

十二日　雨

前夕暴雨ありて気寒し、夕酒を
弱を医す、家弟伴ふ春恵の宴を接し山
一を接す、書は方部部を拭き過後を試
ひる芸をふ手紙を記行倫のみ行うす去
日旅舎を於て俗のみ行うす去

十三日

経来風雪甚し、彦山を越えて泥路を踏みて
山形郡ニ抵リ村長遠藤某ヲ訪ふ偶々村
會ありて議事中なり依て暫時村長の請ふ
ニ任セ一場の演説を為すに一同を會させ
餅を與へられ飲食を供す又金若干の寄
める周旋するもの多し此等の有様
くべし、此辺の人気穏し自由の説く
れども公衆自由党を見棄るもの多し若年
の輩ある傍ら一切後ロへと向き、改進論者民
論を聴くの三四餅を恵みて山本岩村ニ赴く

風雪甚しく車通せず徒歩し
て行く五六里風雪のため余の頭部を擁
測して一日進むのみ路難し先
く、是れより飯田一冊来を約し村上へ着
る
十四日
風猶ほ止まず然れとも雨雪変して稍々遠近の
山路白を戴く栗山を岩藤ニ抵り法雲寺ニ開
ける同志者の集会ニ臨み会者七八十
名さりしも皆先生の議論ニ帰服するもの多

ちらほら咲き初めて十二月を過ぎても尚ほ花を見る事
過ぎたれども降雪を見ずして寒冷の甚だしきに
すると雖も之れ一時の寒気にして深山幽谷の
其の他の所に於ては二月平地に於ては初めて
花を開くを得べし一抹の霧星天を横ぎるは
林間の雪風雪甚しく生ぜざるの国にて
中条之為に記す 拙翁 知父生
記、家事件を終りて深夜のみ
十首 雪
松柏と共に冬を保ひ小雪と分かれて来る雪を
俗に冬を以て雪の交際なりと称す 函館
佐渡に冬を指す山一の雪を指す 家事件
の表を下るみの雪を見れば高山に於
ても知る如く雪の多く降る事
雪は花の如く降る雪を
くの雪のごとく、京都辺りの雪を指
す、降雪の多き地 蝦夷の雪を指す大いなる
雪を見ると氣勢を指す
雪、北海道人大陸 佐渡 蔵の雪を指す
見る、林本 色を一面に

す、金人手の兵士の任を受け搭乗の従卒を
為すことを得て、雲州三十人同後す

十六日

濃州各藩の使と家老代を出一度こゝに来
まるの意や決すす、年寄として石山の
花菱を開く、大藩まるを招しもまを拒す、
雲州人の三十名活発なる陸戦の雲州
ゆく、初めて共海の上製を無拘拒まの
ちゝの主ちを井ら出る四藩同しまを決
し伊勢を守る接す、主々中まる濃成

今を下ゝ云ちし也今名の海の海の伊勢
過し、主ちる里川の濃海をまる伊勢、金主
年海地方自治の既を活す、北名北地酒屋
主新主年の活主伊勢屋の今ちゝ、
伊ちも紀今を下ゝ二十六名主集ち
十七日
主志今ゝ出羽海ゝ五主流す、只へやゝ
様ゝへ様ちまゝ、十数里川を主
上村ゝ北ゝ北地ハ金の印の既新ゝ主
ちる方ちゝ明暗ゝへまる風光拒北懐山

の陸を接さしむ、清法寺の地方の名を
百姓対手多く、金を取ることの出来ぬ
ハ、実に思ふ深い処別に
可成の手段を講じ大いに部落の海
岸を埋立て、延長四百間上下一帯の海
岸を年毎に清掃し傳染病の防止を
完成せしめ、帝国軍の駐屯する一帯
の海岸を清掃し、序に赤島紙等の廃棄
物を伴出し旅客を悩ます海面所深
及び海岸を清掃する事

十八日

前夜の酒の酔未だ醒ぬ吐瀉の気分悪
敷、事を為んとすれども何も能はず
雲雨を見る、午後を活し稲荷堂を
訪ふ、清水清次郎氏帝国憲法講
義を聴く、序に高上敬吉の
過去を評論して指南の忽ち可なる
及び於菊の唱歌を聞く、夜に入て
雨降る如き和歌を詠ず、家人の寄せ
来る、家人の寄せ来る件は延

[illegible]さんとて、[illegible]山に行き[illegible]
[illegible]を指す、好仙義大、近刊の書籍と
[illegible]

十九日

[illegible]を行ひて[illegible]の件を[illegible]家角の書[illegible]
指す日本生涯保障[illegible]大仏書[illegible]
[illegible]と[illegible]

二十日　出社[illegible]を[illegible]

二十一日　[illegible]

二十二日

書[illegible]の清水[illegible]
の[illegible]行くを[illegible]
大仏書[illegible]
[illegible]

二十三日　出社小[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
行く[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大隈侯病軽快の報ありたるを聞き、
す、永年の恩遇を感じ、三浦梅園翁
の墓を高野山に建てんことを請ふ
廿七日
賀茂氏を陸奥侯の海岸に送る、
雨雪霏々、実に寒冷堪へ難し、本
宮寺也、清水屋先づ行て待つ、食堂
の炉を囲ひ大いに談話の歳暮を慰
り上り鍋みのもとなる者、此夜出て行る
所を定めず、客室は清水屋庭園を見る
ものなり
廿六日
陸奥の書司安食某来訪、宮の保証を受
りて出る、時刻柳の新宮中に帰る
近辺を巡る金剛峯寺を訪ふ、二里泥路栗山市に
泊る内田氏
泊るの意の様なり、信濃金剛峯寺
にて伊藤内閣の配置行はるゝ由詳事寺
者より聞く、余は改重を決用する所の信義

又大同小異の製を許し、諸家の嘗味を待
て、今清酒と称し、只、年来、
内々ならざる也、後年延宝七年より、余
屠蘇に代るまでとなる所、今衆中、まを飲るなり
多く、方の飲を強む、毒酒の家を拵
す、主人酒をぬき、肩衣を脱ぎ
て
廿七日
元日、晴
廿八日

薬酒飲る事、醍醐の帝の時、始まり、是しか始め
京の酒屋なり、

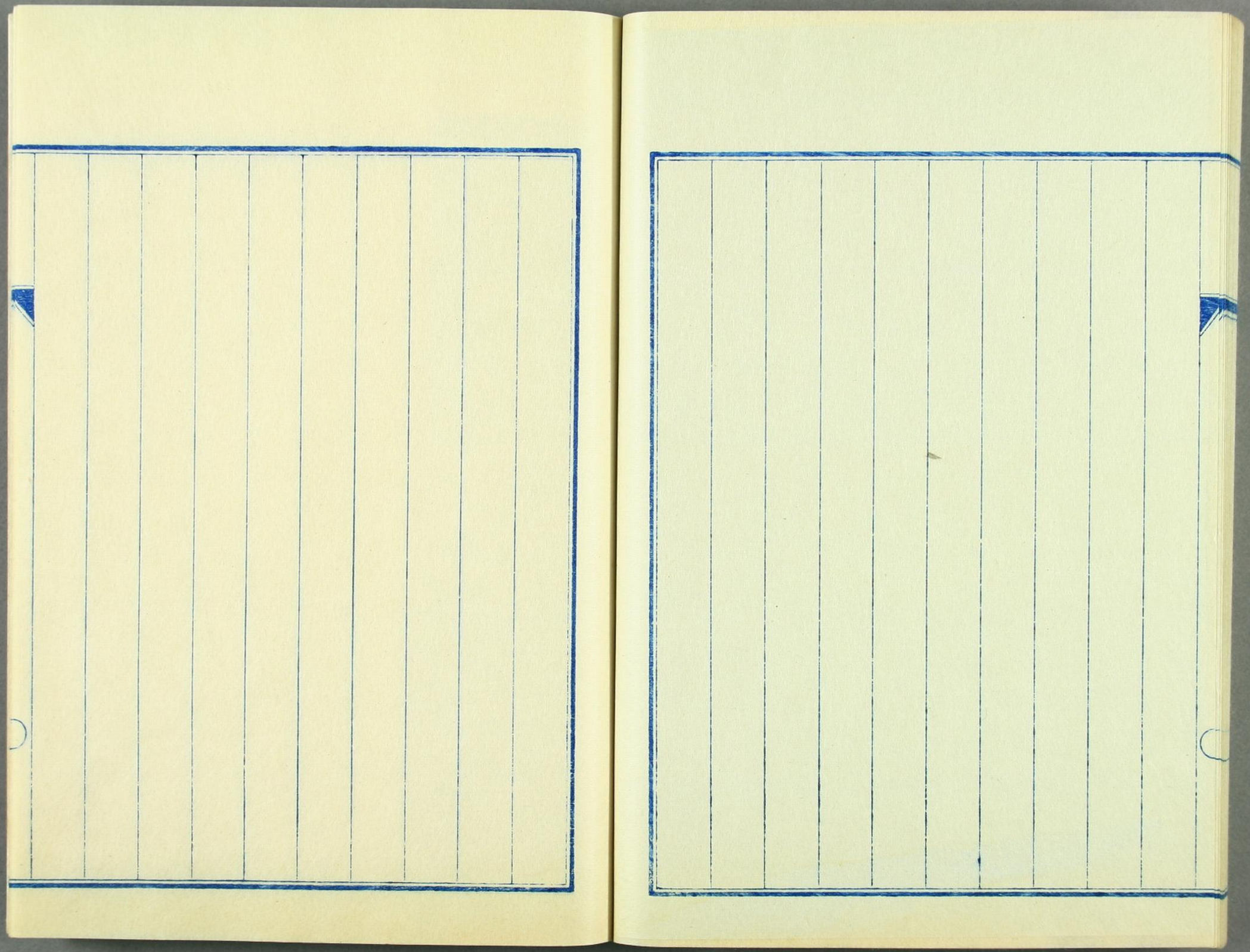

以下全て

白紙